北部土木NewS

令和4年度 第5号 令和4年6月27日

~除草機械の貸出を開始しました~

河川堤防の除草は堤防の健全性の確認や地域の美化活動において非常に重要であるため、河川愛護会やスマイルリバー・プログラムにおいて認定を受けた団体と河川管理者が連携を図りながら実施しています。

各団体の除草作業で御活躍いただくため、平成30年度より除草機械の無償貸出 を実施しており、本年度も貸出を開始しました。

- ■貸出場所 宮城県大崎合同庁舎 大崎市古川旭四丁目1-1
- ■貸出対象 北部土木事務所管内の河川愛護会及びスマイルリバー・プログラムにおいて認定 を受けた団体





~機械全景(計4台)~

~貸出風景~

■申し込み方法

機械の空き状況を電話で確認した上で、貸出申込書に必要事項を記入し、北部土木事務所あてに直接または郵送で提出をお願いします。

★注意事項

- ●新たに団体を立ち上げ活動する場合は、あらかじめスマイルリバー・プログラムにおける 認定が必要です。
- ●貸し出しできる期間は最大6日間です。水曜日は保守点検のため貸出できません。
- ●機械の故障等の理由により、貸出が行えない場合があります。
- ●河川愛護会及びスマイルリバー・プログラムにおいて認定を受けた団体は保険適用の 対象です。
- ●燃料は満タンの状態で貸出ますが、それ以上の燃料の補給については申込者において対応願います。

貸出について詳しくは北部土木ホームページまで

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nh-dbk/zyosoukikai.html



宫城県北部土木事務所 行政班 河川砂防第一•二班